平成２３年（フ）第１０９号
福岡県大牟田市明治町２丁目61番地155　アパート
債務者　眞田　　修
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１号
福岡県大牟田市西浜田町６番地16
債務者　太田　洋子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第８７号
沖縄県那覇市小禄１丁目17番22号　親和荘Ａ－２
債務者　金城　光正
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２号
岩手県釜石市甲子町第９地割241番地71
債務者　二階堂利一
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月４日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第３号
北海道苫小牧市三光町２丁目５番15号　フレンズハウス石田101
債務者　橋坂　公進
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１８号
北海道苫小牧市拓勇東町８丁目４番地の12　ハイツディープインパクト101
債務者　佐々木美和子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２０号
北海道苫小牧市しらかば町２丁目８番４号
債務者　小山　正道（旧姓寺本）
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２５号
北海道苫小牧市明野新町６丁目７番５号　ニューホクトハイツ301号
債務者　小西美由紀
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２６号
北海道苫小牧市美園町４丁目11番２号　コーポラス美園Ｂ－１
債務者　吉川　　勉
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３５号
北海道苫小牧市弥生町２丁目４番１―412号
債務者　小石川幸恵
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３６号
北海道苫小牧市日の出町２丁目８番６号　クローバーハウスＮｏ．20―101
債務者　棚川　克昌
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１１９６号
仙台市青葉区本町１丁目２番29―303号
債務者　國井きみ子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
宮城県塩竈市新富町12番22号　コーポ阿部202号
債務者　佐藤　勇三
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６５号
宮城県黒川郡富谷町富ケ丘２丁目31番３―101号
債務者　柳沢　　衛
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
栃木県真岡市並木町３丁目20番地８
債務者　市瀬　夏子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（フ）第１２号
群馬県桐生市相生町３丁目506番地の３
債務者　**劒**持智香子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１０号
金沢市中屋２丁目189番地　ウィルコート響Ａ３号、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字矢波26字60番地
債務者　小島　泰子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
金沢地方裁判所